



福津市議会議員



石田まなみNEWS

No.021

討議資料

発行日：2025年1月30日

発行：石田まなみ後援会

福津市東福間3-2-1

☎0940-72-5188



今年もよろしくお願ひいたします。
2025年も、地域のみなさまとともに
笑顔が咲くまちづくりを行います。



2024年12月議会（11月19日～12月4日）

<補正予算>

- ① 予算審査特別委員会で審議（一般会計の補正予算）
- ・ 継続費補正で学校建設工事費 50 億 5,200 万円、工事監理委託料 6,800 万円が追加。
- ・ 神興東と上西郷の学童の指定管理者が決まっておらず、そのため指定管理料 5 年分が廃止になり、単年度の業務委託費が計上。
- ・ 福間小、福間南小、神興小、神興東小の特別支援教室の不足に対応し、改修工事費（2,094 万 4 千円）が計上。

イシダの気になるところ



このことで神興東のアンビシャス広場の活動場所だった教室も特別支援教室となり、来年からの活動場所を探している状況です。（2024.12月現在）

<市民福祉委員会>

- ・ 福間小、福間南小、津屋崎小、神興小の学童の指定管理者（5年間）が選定されたことについてまずは市民福祉委員会で審議し、イシダが気になる点を質問しました。

・ 他の自治体での業務改善命令が出たことについて

・ 高齢化が進む指定管理者へのこれまでの対策はなかったのか

・ 毎年行われている指定管理者のモニタリング調査について

福間小と津屋崎小の指定管理者に決まった業者については、他の自治体で業務改善命令が出たなどの情報があります。質疑では、他の自治体の事例をあげながら、その内容を把握しているかどうかを訊ね、担当課からは「近隣の自治体に電話で確認を取っているが、今後チェックはしていく。」との答弁がありました。

これまでの指定管理者が、入札に手を挙げなかった理由として、指導員の高齢化という答弁がありました。数年前からわかっているような理由で、対策はしてこなかったかどうかを質疑しましたが、「指定管理者と普段から話はしていたが、そこまで大きな問題になっているとは気づけなかった。」という答えが返ってきました。

福津市の指定管理者に対しては、毎年モニタリング調査があり、9月議会にはその報告書があがってきます。内容は良いことばかり書かれているという印象が強かったため、課題などもう少し厳しい審査項目が必要ではないかという内容の質疑をしました。担当課からも、今後はしっかり注視していくとの答弁がありました。

しかしながら、4月からの学童をストップさせるわけにはいかないという現場の声もあったので「思うところは多々あるが、子ども達の事を考えて」賛成しました。



本会議では賛成多数で可決しています。

<一般質問>

①安全安心な通学路について

夜間暗い通学路(旧3号線、福間東中付近)では、冬場、黒っぽい制服姿の学生の姿が見えづらいだけでなく、信号機のない横断歩道が見えにくくて危険な個所もあるが対策は？

【市の答弁】

道路が暗くて危険だという意見があがっているのは認識している。市道については、地元と協議などをしながら丁寧に進めていく。県道については福岡県に照明設置などの要望を継続していく。

イシダの意見



信号機のない横断歩道で、私もヒヤッとすることがありました。標識はありますが、近づかないと気づけないので、写真のような光る標識(東福間に実際に設置されています)があると安心につながるのではと思います。



②機構改革について

現在の郷づくり推進協議会の担当部署は地域コミュニティ課で、市役所の別館1階にある。かつて、市民の声が市長に届きやすいようにと担当部署は、別館2階から本館2階に移動したのに、また別館に移動している。その理由は？

【市の答弁】

以前は、市長懇談会など市長と地域との交流があったが、別館に担当部署があったので、本館のまちづくり推進室に設置させた。しかし昨年、まちづくり推進室の機能を振り分けて、市民協働と郷づくりを結び付けて地域コミュニティ課にしているので、体制や機能は引き継がれていると考えている。

再質問

担当部署の場所も担当課名も次々と変わり、地域の中には「郷づくりのことはないがしろにされている」という声もある。地域への説明はしているか？

【市の答弁】

郷づくり代表者会議等では説明している状況。より良い体制をめざしていくため、郷づくりの担当部署の変更をしてきた次第である。

2024年11月1日道路交通法が改正されて、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

●スマートフォンなどを手に保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反すると、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

●自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供などに対して、新たに罰則が整備されました。

違反者、自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

2025年4月から福岡県立学校の自転車通学にはヘルメット着用が義務化されるという報道もありました。被害者だけでなく加害者にもならないように心がけましょう。



そのほかの一般質問の様子はQRから録画配信をごらんください